

平成30年 2月定例会

# 埼玉県央広域事務組合議会会議録

平成30年2月21日 開会

平成30年2月21日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

平成30年 埼玉県央広域事務組合議会会議録  
2月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
2月21日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議席の指定	5
○議員の自己紹介	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議事日程の報告	7
○議会運営委員会委員の選任	7
○諸般の報告	8
○行政報告	8
○議案第1号～議案第9号の上程、説明	9
○一般質問	17
10番 矢島洋文議員	17
7番 諏訪善一良議員	21
○議案第1号の質疑、討論、採決	33
○議案第2号の質疑、討論、採決	34
○議案第3号の質疑、討論、採決	34
○議案第4号の質疑、討論、採決	35
○議案第5号の質疑、討論、採決	36
○議案第6号の質疑、討論、採決	36
○議案第7号の質疑、討論、採決	37
○議案第8号の質疑、討論、採決	38
○議案第9号の質疑、討論、採決	44
○日程の追加	45
○議会運営委員会委員長の報告	45

○管理者のあいさつ .....	4 6
○閉 会 .....	4 6

---

☆

---

署名議員 .....	4 9
参考資料	
議決結果一覧表 .....	5 1

埼玉県央広域事務組合告示第1号

平成30年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月14日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

1 期 日 平成30年2月21日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15名

1 番	坂 本 国 広 議員	2 番	頓 所 澄 江 議員
3 番	潮 田 幸 子 議員	4 番	岡 野 千 枝 子 議員
5 番	新 井 孝 雄 議員	6 番	日 高 英 城 議員
7 番	諏 訪 善 一 良 議員	8 番	野 本 恵 司 議員
9 番	秋 谷 修 議員	10 番	矢 島 洋 文 議員
11 番	芝 寄 和 好 議員	12 番	市 川 幸 三 議員
13 番	渡 邊 光 子 議員	14 番	湯 沢 美 恵 議員
15 番	加 藤 勝 明 議員		

○ 不 応 招 議 員 なし

# 平成30年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

平成30年2月21日（水曜日）

## 議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議会運営委員会委員の選任
- 5 諸般の報告
- 6 行政報告
- 7 議案第1号から議案第9号の上程、提案趣旨説明
- 8 一般質問
- 9 議案第1号の質疑、討論、採決
- 10 議案第2号の質疑、討論、採決
- 11 議案第3号の質疑、討論、採決
- 12 議案第4号の質疑、討論、採決
- 13 議案第5号の質疑、討論、採決
- 14 議案第6号の質疑、討論、採決
- 15 議案第7号の質疑、討論、採決
- 16 議案第8号の質疑、討論、採決
- 17 議案第9号の質疑、討論、採決
- 18 議会運営委員会委員長の報告
- 19 管理者のあいさつ
- 20 閉 会

○出席議員 15名

1番	坂本 国広	議員	2番	頓所 澄江	議員
3番	潮田 幸子	議員	4番	岡野 千枝子	議員
5番	新井 孝雄	議員	6番	日高 英城	議員
7番	諏訪 善一良	議員	8番	野本 恵司	議員
9番	秋谷 修	議員	10番	矢島 洋文	議員
11番	芝寄 和好	議員	12番	市川 幸三	議員
13番	渡邊 光子	議員	14番	湯沢 美恵	議員
15番	加藤 勝明	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	原口 和久
副管理者	小野 克典
副管理者	現王園 孝昭
会計管理者	宮澤 芳之
参事	小沢 信吉
消防長	矢島 久男
本部次長	野本 照夫
副参事兼 警防課長	新井 正
消防総務課長	黒沢 高志
鴻巣消防署長	廿樂 明
桶川消防署長	廿樂 英雄
北本消防署長	砂生 厚夫
予防課長	石川 岩文
救急課長	田中 啓文
指令課長	長島 史哲
事務局長兼 総務課長	佐藤 浩一

○本会議に出席した事務局職員

書記	菅 悟志	書記	島田 英樹
書記	大橋 昌宏	書記	野本 智之

(開会 午前 9時03分)

◎ 開会の宣告

市川幸三議長 ただいまから平成30年2月埼玉県中央広域事務組合議会定例会を開会いたします。  
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開議の宣告

市川幸三議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の指定

市川幸三議長 日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、私より指名いたします。12月に桶川市から選出されました渡邊光子議員、岡野千枝子議員の議席につきましては、ただいまご着席になっている席を議席と指定いたします。

◎ 議員の自己紹介

市川幸三議長 ここで、桶川市選出された議員さんの異動の報告をいたします。

桶川市選出の北村文子議員、岡安政彦議員にかわりまして、渡邊光子議員、岡野千枝子議員が本会議の議員に選出されましたので、ご報告いたします。

このたび選出された議員さんの中には、初対面の方もあろうかと思っておりますので、議席番号第1番から順次氏名、住所程度の自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

1番 坂本国広議員 おはようございます。鴻巣市鎌塚の鴻巣市議会議員の坂本国広です。よろしくお願いいたします。

2番 頓所澄江議員 鴻巣市選出の頓所でございます。よろしくお願いいたします。

3番 潮田幸子議員 鴻巣市選出の潮田幸子でございます。よろしくお願いいたします。

4番 岡野千枝子議員 おはようございます。桶川市選出の岡野千枝子でございます。よろしくお願いいたします。

5番 新井孝雄議員 おはようございます。桶川市選出の新井です。よろしくお願いいたします。

6番 日高英城議員 おはようございます。北本市選出の日高英城と申します。よろしくお願ひします。

7番 諏訪善一良議員 おはようございます。北本市選出の諏訪善一良でございます。よろしくお願ひいたします。

8番 野本恵司議員 おはようございます。鴻巣市選出の野本恵司でございます。よろしくお願ひいたします。

9番 秋谷 修議員 おはようございます。鴻巣市選出の秋谷です。よろしくお願ひします。

10番 矢島洋文議員 おはようございます。鴻巣市選出の矢島洋文でございます。よろしくお願ひいたします。

11番 芝寄和好議員 おはようございます。鴻巣市選出の芝寄です。よろしくお願ひいたします。

13番 渡邊光子議員 おはようございます。桶川選出の渡邊光子でございます。よろしくお願ひいたします。

14番 湯沢美恵議員 北本選出、下石戸下という桶川に非常に近いところに住んでおります湯沢美恵です。よろしくお願ひいたします。

15番 加藤勝明議員 おはようございます。北本市選出の加藤勝明です。どうぞよろしくお願ひいたします。

市川幸三議長 では、最後に私、桶川市から選出されております市川と申します。よろしくお願ひいたします。

以上で議員の自己紹介を終わりにさせていただきます。

#### ◎ 会議録署名議員の指名

市川幸三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私より指名申し上げます。

5番、新井孝雄議員、11番、芝寄和好議員を指名いたします。

#### ◎ 会 期 の 決 定

市川幸三議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、2月21日の1日間としたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 ご異議ないものと認めます。

よって、会期は2月21日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

**市川幸三議長** 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 議会運営委員会委員の選任

**市川幸三議長** 日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第3条第2項の規定により、組合市から2名選出するものと規定されております。ただいま桶川市1名の議会運営委員会委員が欠員となっておりますが、新たに桶川市より選出されておりますので、議会運営委員会条例第4条の規定により、私よりご指名申し上げます。

埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員に、岡野千枝子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名いたしましたとおり埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員を選任することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会の招集をお願いいたします。会議については、災害対策室にてお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時07分)

---

(開議 午前 9時20分)

**市川幸三議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中、議会運営委員会において決定されました副委員長につきましては、書記から発表させます。

大橋書記。

**大橋昌宏書記** ご報告いたします。

議会運営委員会副委員長、新井孝雄議員。

以上でございます。

市川幸三議長 ただいま発表のとおりでございます。ご了承願います。

### ◎ 諸 般 の 報 告

市川幸三議長 日程第5、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成29年度9月分、10月分及び11月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告をいたさせます。

大橋書記。

〔書記朗読〕

市川幸三議長 ただいまご報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

### ◎ 行 政 報 告

市川幸三議長 日程第6、行政報告を行います。

小沢参事から行政報告を求めます。

小沢参事。

〔小沢信吉参事登壇〕

小沢信吉参事 それでは、平成29年11月議会定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、本年1月22日の大雪に関する出動について、1月22日から30日の間に出動した件数は、救急出動が20件で、その他の救助出動等はありませんでした。

救急出動の内訳は、鴻巣市2件、桶川市12件、北本市6件で、事故の内容は、雪道歩行中の転倒や自宅や職場での除雪作業中の転倒等による一般負傷などございました。

次に、鴻巣消防署配備の高規格救急自動車につきましては、昨年11月8日に納入され、検収の後、車両運用や取り扱い訓練などを実施し、11月14日から運用を開始いたしました。

また、北本東分署に更新配備する水槽付消防ポンプ自動車は、3月1日に納車される予定でございますので、3月中旬に運用を開始したいと考えております。

次に、平成29年度埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）合同訓練の参加についてご報告申し上げます。この訓練は、本年2月9日金曜日に、草加市綾瀬川左岸広場において、多数傷病者が発生した災害を想定し、埼玉県特別機動援助隊10隊、草加八潮消防局及び近隣消防本部の消火隊、救

急隊などが参加して実施されました。

当消防本部からは、基礎訓練や応用訓練を重ねた埼玉県特別機動援助隊であります鴻巣消防署の高度救助隊5名が参加し、部隊運用及び関係機関との連携強化を図りました。

次に、平成29年度消防職員採用試験についてご報告申し上げます。第1次試験は、昨年9月2日土曜日に上級試験を、9月17日日曜日に上級、中級、初級試験を、それぞれ教養試験、論文試験及び消防適性検査の内容で実施し、132名の受験者の中から64名を合格といたしました。その後、第2次試験といたしまして9月19日火曜日及び20日水曜日に個人面接、集団討議、共同作業及び体力試験を行い、最終的に14名を採用候補者名簿に登載いたしました。なお、合格者の内訳は、上級5名、中級2名、初級7名となっており、採用は本年4月1日の予定でございます。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。平成29年4月1日から本年1月31日までの10カ月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は2,034件でございまして、前年度の同期と比較して112件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は、約8.0件でございました。また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて473件で、前年度の同期と比較して14件の減少となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

#### ◎ 議案第1号～議案第9号の上程、説明

**市川幸三議長** 日程第7、議案第1号から議案第9号までの9件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** 本日ここに、平成30年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、提案の趣旨をご説明する前に、組合業務の平成30年度における施策の基本方針並びに当初予算案の大綱につきまして申し上げます。

ご案内のとおり、組合が埼玉県央広域事務組合として新たに発足し、間もなく23年目を迎えようとしております。この間、皆様方のご協力によりまして消防業務及び斎場業務とも順調に運営されているところでございます。

さて、我が国経済の先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

このような中、平成29年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足は7兆円に達するなど非常に厳しい状況にあります。そのため、地方財政の借入金残高は平成29年度末には195兆円となっております。

このような状況の中で、各組合市からの負担金を中心に運営している当組合におきましても、規律ある行財政運営に向けて、一層の適正化・効率化が求められているところであります。特に財政面では、地方交付税に係る消防費の基準財政需要額を考慮し、地方債や消防施設整備基金を有効活用するなど財源の確保を図り、住民の皆さんのご期待に最大限応えるべく、消防・救急・救助体制の充実強化に積極的に取り組みます。また、斎場につきましても、良好な状態で施設をご利用いただけるよう運営に万全を期してまいる所存でございますので、一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

続きまして、組合事業ごとに基本方針を申し上げます。

初めに、消防事業についてでございますが、近年、熊本地震や糸魚川市大規模火災、アスクルの倉庫火災、九州北部豪雨災害など、国内各地で地震や台風、火災などの災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。

こうした中、消防機関はさまざまな災害に的確に対応し、住民の安心安全を確保するため、常に消防力の充実強化を図る必要があります。さらに、自然災害を含め円滑な活動を総合的に展開できるよう組合市との連携を密にし、地域事情に精通する消防団と一体となって地域防災力の充実強化をしていかなければならないと考えております。

このような状況を踏まえ、第5次消防力等整備計画に基づき、効果的かつ重点的な施設、設備の整備を行い、組織を強化するとともに、職員の教育訓練をさらに充実し、人材育成と資質の向上に努め、消防組織としての活動の質を高めてまいります。

次に、予防事業でございますが、防火安全対策としては、一般住宅での人的・物的損害の低減を図るため、火災の早期発見、早期対応として住宅用火災警報器の普及をさらに推進し、高齢者が集う会場に赴き防火広報を実施するとともに、さらに関係機関と協力し、組合市の各地域に防火思想の普及を図るよう積極的に取り組んでまいります。また、事業所に対しては立入検査を強化し、消防用設備などの設置維持管理、出火の未然防止及び災害発生時の初動である防火管理体制を総合的に指導し、火災の発生を防止する措置を講じてまいります。

次に、救急救助事業でございますが、近年、多種多様化する災害や大規模災害に対応するため、高度救助用資機材を活用した実践的な訓練を通して、救助技術の高度化を図ります。また、救急救

命士の計画的な養成、処置高度化に対応する隊員の育成や医療機関との連携体制の充実を図ります。さらに、住民へのAED講習を取り入れた救命指導を実施し、住民と一体となって救命率の向上を目指してまいります。

次に、県央みずほ斎場事業でございますが、住民の期待に応えるため、第4次県央みずほ斎場施設維持管理等計画に基づき、常に荘厳で格調高い品位のもと、人生終えんの場にふさわしい施設環境の維持を図り、利用者サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、平成30年度予算（案）の大綱につきまして申し上げます。

消防に関してでございますが、平成29年2月に策定した平成29年度から平成33年度までの第5次消防力等整備計画の2年目となりますが、この計画に沿って、着実に消防力の充実強化を図っていきます。

施設・設備については、消防署所の防災拠点機能を維持するため吹上分署の屋上防水工事を実施し、また老朽化してきた消防本部庁舎の照明設備、空調設備及び変電設備の改修、桶川消防署の自家発電設備の交換修繕などを行います。

また、消防車両については、桶川消防署の消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車、北本消防署の広報車を更新し、資機材については老朽化した災害用エアテント一式を更新します。

次に、県央みずほ斎場に関してでございますが、火葬業務に万全を期するため、前年度に引き続き空調設備などの修繕を実施するほか、自動火災報知設備の修繕や待合室床張りかえ工事を実施し、利用者のさらなる利便性の向上を図ってまいります。

続きまして、ただいま上程いたしました議案につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。今回ご提案申し上げました議案は、全部で9件でございます。これより議案番号に従いまして、ご説明申し上げます。

最初に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）でございます。

本案は、鴻巣市の12月議会定例会において、12月19日に「鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が議決されたことを受けまして、鴻巣市と同様に給料表の改定及び勤勉手当の引き上げの内容で本条例の一部改正を同日に専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

本案も、議案第1号と同様に鴻巣市議会の議決を受けまして、議員及び特別職の期末手当を引き上げる内容で本条例の一部改正を専決処分したものでございます。

次に、議案第3号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでござ

ございます。

本案は、埼玉縣市町村総合事務組合から「入間東部地区衛生組合」を脱退させることについて協議するため、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてでございます。

本案は、議案第3号による構成団体の減少及び「入間東部地区消防組合」の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、危険物の屋外タンク貯蔵所のうち、一定規模以上のものの設置許可申請に対する審査等に係る手数料の額を引き上げるものでございます。

次に、議案第6号 平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、平成29年度一般会計における第3回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,412万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,594万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、議案第1号及び議案第2号の専決処分による手当の増額に対応したものと並びに事業の確定等による過不足の調整をするものでございます。

次に、議案第7号 平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、平成29年度斎場特別会計における第2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,426万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、斎場使用料の増加及び事業の確定等による過不足の調整をするものでございます。

次に、議案第8号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算についてでございます。

本案は、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,565万3,000円とするものでございます。

次に、議案第9号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算についてでございます。

本案につきましては、一般会計と同様、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,224万5,000円とするものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

て、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**市川幸三議長** では、次に議案第1号から議案第9号の細部説明を求めます。

佐藤事務局長兼総務課長。

〔佐藤浩一事務局長兼総務課長登壇〕

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** それでは、議案第1号から議案第9号までの9議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

第1条は、期末・勤勉手当について、再任用職員以外の職員の年間の支給月数を0.10月分引き上げ、年間4.40月分とし、再任用職員の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、年間2.30月分と給料表を改正したものでございます。

第2条につきましては、平成30年度以降の勤勉手当の年間の引き上げ分を、6月支給分と12月支給分に振り分けるものでございます。

第3条につきましては、平成27年4月施行の一部改正条例の経過措置で給料表の引き下げに伴う職員の現給保障の規定が設けられておりましたが、鴻巣市と同様に平成30年3月31日をもって廃止するものでございます。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）につきまして説明申し上げます。

第1条は、議員の皆様の期末手当の年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分としたものでございます。

第2条につきましては、平成30年度以降の期末手当の年間の引き上げ分を、6月支給分と12月支給分に振り分けるものでございます。

第3条及び第4条につきましては、議員報酬の期末手当と同様に特別職職員の期末手当について改正をしたものでございます。

続きまして、議案第3号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

本年3月31日をもって入間東部地区衛生組合が解散により脱退するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を経て、県知事の許可を受ける必要があることから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

議案第3号により脱退する入間東部地区衛生組合の名称を削り、共同処理していた事業を入間東部地区消防組合へ移管することに伴い、団体の名称を変更するため、議案第3号と同様に議会の議

決を求めるものでございます。

続きまして、議案第5号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布されたことを受け、地方自治法第228条に規定する「全国的に統一して定めることが特に必要と認められるもの」として、当該政令の適用を受ける消防法関係の手数料について改正するものでございます。

この手数料の額は、原則3年ごとに見直しが行われ、今回、人件費単価及び物価水準の変動を反映したほか、審査1件当たりの備品費の増加を反映したものとなっており、危険物の屋外タンク貯蔵所のうち、主に1,000キロリットル以上のタンクの設置許可申請に対する審査等に係る手数料が引き上げられたものでございます。なお、当管内には、これまでにこれに該当する規模のタンクの設置はなく、今後の設置予定に関する相談も現時点では来ておりません。一定規模以上のものの設置許可申請に対する審査等に係る手数料の額を引き上げるものでございます。

続きまして、議案第6号 平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。歳入でございます。7款1項1目財政調整基金繰入金は、消防救急デジタル無線機器整備工事に係る損害賠償金が今年の5月に8,127万円入金となり、その全額を財政調整基金に積み立てておりましたが、当該工事に係る地方公共団体金融機構資金の地方債について、一部繰上償還を求められたことから、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

7款2項1目斎場特別会計繰入金は、斎場特別会計からの繰入金を計上いたしております。

12、13ページをお開き願います。歳出でございます。2款1項1目一般管理費、25節積立金は、今回の一般会計及び斎場特別会計分の剰余見込み額を積み立てるものでございます。これにより、財政調整基金の残高は3億4,825万7,792円となる見込みですが、そのうち2億3,962万6,000円は、平成30年度の当初予算で繰り入れる予定となっております。

続きまして、14、15ページをお開き願います。3款1項1目常備消防費、2節給料は、給与改定による増額分と執行残による減額分の差額を減額したものでございます。

16、17ページをお開き願います。5款1項1目元金、23節償還金、利子及び割引料は、歳入のところでご説明いたしました消防救急デジタル無線機器整備工事に係る地方公共団体金融機構への一部繰上償還でございます。

続きまして、議案第7号 平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。歳入は、斎場使用料の増額でございます。

12、13ページの歳出でございますが、1款1項1目斎場運営費、28節繰出金は、斎場使用料の増額分と執行残を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で議案第7号の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号 平成30年度埼玉県中央広域事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。まず、当初予算書の書式につきましては、鴻巣市を参考にシステムの変更を行ったことにより、昨年度までの書式と異なり縦向きとなり、歳出の場合は目ごとに所属別、事業別での表記となっておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億3,565万3,000円と定めるものでございます。

地方債、第2条は、後ほど説明させていただきます。

一時借入金、第3条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第4条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の間で流用することができる場合について定めるものでございます。

4ページをお開きください。第2表、地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、地方債の限度額や起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。桶川消防署の消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の消防車両を更新する消防車両整備事業と、自家発電設備を更新する自家発電設備整備事業でございます。

10、11ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目1節組合市負担金は34億2,161万7,000円であり、対前年度比1億5,042万4,000円の減額となっております。この負担金は、共通経費、消防経費、斎場経費から成っており、共通経費は消防と斎場業務に共通する運営経費であり、議会費、一般管理費、情報管理費、監査委員費、公平委員会費に係る経費の2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率により各組合市から負担いただくものでございます。

消防経費と斎場経費の各組合市からの負担割合の算出方法につきましては、消防経費は前年度の普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合により、また斎場経費は前年の10月1日現在の住民基本台帳登録人口割合により負担いただくものでございます。

12、13ページをお開きください。7款1項1目1節財政調整基金繰入金2億3,962万6,000円は、一般会計分1億6,987万1,000円、斎場特別会計分6,975万5,000円を基金から繰り入れるものでございます。なお、一般会計分1億6,987万1,000円のうち3,836万円は、財政調整基金に積み立てていた消防救急デジタル無線機器整備工事に係る損害賠償金の一部を、平成27年度中に市中銀行から借り入れた資金を返済するため、繰り入れするものでございます。

次に、歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。予算書の16、17ページと予算参考資料の6、7ページをお開きください。1款1項1目議会費、総務課の議会運営事業は、議員報酬などの議会運営経費でございます。

予算書は24、25ページをお開きください。3款1項1目常備消防費、消防総務課の予算でござい

ます。人件費、2節給料12億1,371万5,000円、3節職員手当等9億5,025万8,000円、4節共済費4億6,013万7,000円、5節災害補償費1,000円、19節負担金、補助及び交付金の埼玉県市町村総合事務組合の退職手当負担金2億814万6,000円を合計した人件費の総額は28億3,225万7,000円となり、常備消防費の約92.4%となるものでございます。

予算書の26、27ページと、予算参考資料の16、17ページをお開きください。25節積立金の消防施設整備基金積立金2,000万円は、署所の大規模改修等に備えて基金を積み立てるものでございます。これにより、平成30年度中の消防施設整備基金の残高は、約1億786万円程度となる見込みでございます。

続きまして、予算書は28、29ページをお開きください。指令課の予算でございます。13節委託料2,875万1,000円は、消防緊急通信指令・無線施設等に係るものや、その部分更新に係る設計・監修の委託料でございます。

続きまして、予算書は40、41ページをお開きください。5款1項公債費、1目元金、消防総務課の予算でございます。元金返済事業3億2,495万1,000円と、予算書42、43ページの2目利子、利子償還事業のうち864万円は、平成5年度から平成29年度までの消防債借り入れ分の償還金でございます。元金返済事業の償還元金は、歳入でご説明いたしました平成27年度に市中銀行から借り入れた資金を繰上償還するものも含まれているものでございます。

以上で議案第8号の細部説明を終わります。

次に、議案第9号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,224万5,000円と定めるものでございます。

8、9ページをお開きください。初めに、歳入でございます。1款1項1目1節斎場使用料8,882万1,000円は、火葬室使用料2,180件分、霊安室使用料425日分、待合室使用料1,655件分、式場使用料576件分、小動物火葬炉使用料1,445件分でございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。予算書の10、11ページと、予算参考資料の32、33ページをお開きください。1款1項1目斎場運営費、総務課斎場運営事業、11節需用費1,684万9,000円は、火葬炉の燃料費等でございます。

13節委託料1億1,129万円は、県央みずほ斎場の指定管理料、樹木・芝生等管理委託料でございます。

その下、斎場施設整備事業、11節需用費7,238万3,000円は、火葬炉や空調機器、照明等に係る修繕料でございます。

以上で議案第1号から議案第9号までの細部説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**市川幸三議長** 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)

---

(開議 午前11時09分)

市川幸三議長 では、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 一般質問

市川幸三議長 日程第8、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、10番、矢島洋文議員の質問を許可いたします。

矢島洋文議員。

[10番 矢島洋文議員登壇]

10番 矢島洋文議員 議席番号10番、矢島洋文です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

件名1、AEDについて伺います。日本では、院外心臓突然死に陥る人の数は、毎年およそ6万人とされており、その予知や予防には限界があります。頼みの救急車にしても、現場到着は全国平均で通報から平均8分、県央地域では7分弱程度かかることが現実であります。ところが、一つの機器の出現によりまして、救命率の向上が現実のものとなっております。その機器とは、皆さんおわかりですね、AEDでございます。AEDは、平成16年7月から非医療従事者もその使用が可能となり、公共施設や駅、学校及び人の集まる商業施設などでの設置が進められてきております。

このような状況の中で、平成28年消防庁の統計では、一般市民が目撃した心原性心肺機能停止の傷病者数は2万4,496人、このうち一般市民が心肺蘇生を実施したケースは1万3,672人でした。その後の追跡調査の結果では、心肺蘇生を受けた傷病者のうち1カ月後生存率は16.1%で、心肺蘇生を実施しなかった場合は9.2%との結果でありました。これをAEDの使用の有無に絞って見ますと、1,103人の傷病者にAEDが使用されており、AEDが使用された場合の1カ月後生存率は、何と54%、社会復帰率は46.1%という結果であり、同じ状況で心肺蘇生さえ実施されなかった場合の1カ月生存率9.2%、社会復帰率4.7%と比較して、その差は歴然としております。いかにAEDの使用が救命に係る大きな、そして重要な鍵となっているか、これらのデータからも明らかです。救急車が到着するまでに行うAEDの使用を含めた救命処置を一次救命処置、救急車に同乗している救急救命士や病院で医師が行う二次救命処置、この一次救命と二次救命を含む救命の連鎖が命を救うこととなります。

そこで、AEDの活用について、要旨1、救命における有効・有用性はといたしまして、AEDの救命に係るその有効性、有用性についての認識について伺います。

要旨2、設置状況の把握はといたしまして、AEDによる救命の状況を検証する際に必須情報だと思いますが、その設置状況についてどのように把握しているのかお尋ねいたします。

要旨3、救急出動時の使用状況はといたしまして、救急隊が使用したAEDの使用件数及び救急隊到着前に一般市民が行ったAEDの使用件数について、過去3年間の推移をお尋ねいたします。

要旨4、組合市との連携はといたしまして、実際救急隊員はAEDを使用したり、一般市民のAEDの使用を目の当たりにしたり、またAEDが使用されなかったなどの現場をつぶさに体験しております。このような現場からの貴重な情報等を組合市側と共有することにより、さらなる救命効果を上げるための施策の展開が期待されるところであります。そこで、AEDの普及啓発、設置、情報交換、情報共有など、さらなるAEDの有効活用についての意見交換や提言など、組合市側とどのような連携を図っているのかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問といたします。

**市川幸三議長** 田中救急課長。

〔田中啓文救急課長登壇〕

**田中啓文救急課長** 件名1、要旨1から要旨4について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてですが、突然の心原性心肺機能停止時においては、心臓がけいれんを起こしている心室細動の場合がございます。この心臓のけいれんを取り除き、機能を回復させるためにAEDを活用することは非常に有効であり、近年AEDの設置箇所は増加している状況です。

また、突然の心肺機能停止者の生存率は、救命処置が1分おくれるごとに7から10%ずつ低下すると言われ、心肺機能停止者の発生時には、救急隊が到着するまでの間、その現場に居合わせた一般市民（バイスタンダー）による胸骨圧迫や人工呼吸などの心肺蘇生処置とあわせて、AEDを使用することが極めて重要であると認識しております。

次に、要旨2についてお答えいたします。AEDの設置状況の把握につきましては、埼玉県が県内に設置されたAEDを誰もが活用できるように、埼玉県ホームページにおいてAEDマップとAED設置施設一覧表を掲載しており、当消防本部のホームページからもこれらの情報についてはごらんいただけます。また、各組合市のホームページにおいても、それぞれの市内でのAEDの設置場所を掲載しております。なお、本年1月1日現在で、当消防本部管内には430台のAEDが設置されております。

次に、要旨3についてお答えいたします。過去3年間の救急隊のAED使用状況でございますが、平成27年は心肺停止傷病者262人中29人、平成28年は心肺停止傷病者275人中29人、平成29年は心肺停止傷病者293人中37人に使用いたしました。また、救急隊到着前に一般市民の方などによりAEDが使用されていた件数は、平成27年2件、平成28年4件、平成29年3件でございます。

次に、要旨4についてお答えいたします。組合市との連携でございますが、AEDの設置推進につきましては各組合市に依存しているところですが、AEDの利活用については、当消防本部が定期的に開催しております救命講習会の中で啓発を行っており、また、各組合市の要請による市職員や小中学校教職員に対し毎年講習会を実施しております。そのほか一般市民の団体や管内事業所の方々に対しても広く救命講習会を行っております。

今後、各組合市とは、機会を捉え、AEDの普及や利活用の推進などについて、それぞれの立場から問題提起や情報交換、共有を図り、一人でも多くの人命を救うことができるように連携を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**市川幸三議長** 10番、矢島洋文議員。

**10番 矢島洋文議員** 一通り答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

初めに、要旨1のAEDの有効性や有用性についてですが、AEDの有効性やAEDの使用にあわせて心肺蘇生処置を行うことの重要性についての認識を答弁いただきましたが、実際心原性心肺機能停止の状態に直面した場合、ちゅうちょなくAEDを使用したり、心肺蘇生の処置をしたりすることは、一般市民ではなかなか困難であると想像いたします。やはりそれなりの経験や訓練が伴って、初めてAEDの使用や心肺蘇生がスムーズかつ効果的に行われると考えます。そこで、圏域内での救命講習会の実施回数や参加者数について、ここ3年間の推移を伺います。

次に、要旨2のAEDの設置の状況についてですが、県や市町村、消防本部のホームページが主となっているのが現状のようです。例えば、救急指令室で詳細なAEDの設置場所を把握していたならば、救急車要請時に近くに設置してあるAEDを紹介して、その使用の指示を行うなどの対応ができるように考えますが、現状での対応について伺います。

また、AEDの設置や使用の啓発などについて、消防本部と組合市との間ではどのようなすみ分けがされているのか、どのような役割分担がされているのか伺います。

次に、要旨3のAEDの使用状況ですが、大変詳しく答弁をいただきました。それでは、各年、救急隊のAED使用時の1カ月後生存率、生存者数及び一般市民のAED使用時の1カ月後生存率、生存者数について把握しているのか。もし把握しておりましたら、その数値について答弁願います。

次に、要旨4の関係機関との連携についてですが、答弁では今後問題提起や情報交換、共有を図っていくとのことでした。これは、つまりこれまでAEDについて、そのような協議や意見交換の場は設定してこなかったということだと思います。AEDは、必要なとき必要な人に積極的に使用してこそ、救える命を助けることができるのであって、どうしたらもっとももっともAEDを積極的に使用してもらえるのか、救急の現場としての経験や知識を生かした提言や情報発信を、組合市を中心とした関係機関に対して積極的に行っていく必要があると思いますが、見解を伺います。

以上、再質問といたします。

**市川幸三議長** 田中救急課長。

**田中啓文救急課長** 再質問についてお答えいたします。

要旨1の管内での救命講習会の実施回数と参加者数及びここ3年間の推移でございますが、平成27年は講習会376回、参加者数1万235人、平成28年は講習会364回、参加者数9,508人、平成29年は講習会394回、参加者数1万626人でございます。その年により多少の増減はございますが、毎年ほぼ毎日どこかで講習会を実施しているような状況です。

次に、要旨2の本部指令室でのAEDの設置場所の把握と使用の指示についてでございますが、指令室内に設置の地図にAEDの設置場所のシンボルマークをつけて把握しております。また、AED設置場所付近からの119番通報時には、指令課員により、AEDの使用と救命処置の口頭指導による指示を行っております。

また、AEDの設置や使用の啓発について、消防本部と組合市との間でどのような役割分担がされているのかでございますが、現在はAEDの設置推進につきましては各組合市、AEDの利活用や啓発につきましては消防本部の役割となっております。

次に、要旨3の過去3年間の救急隊によるAED使用時の1カ月後生存者数と生存率及び一般市民によるAED使用時の1カ月後生存者数と生存率についてでございますが、救急隊によるものが、平成27年は1カ月後の生存者数は4人、生存率13.8%、平成28年は1カ月後の生存者数は9人、生存率31%、平成29年は現在調査中でございますが、現時点で1カ月後の生存者数は6人、生存率16.2%でございます。一方、一般市民によるものは、平成27年は1カ月後の生存者数は1人、生存率50%、平成28年は1カ月後の生存者数は2人、生存率50%、平成29年は1カ月後の生存者数は2人、生存率66.7%でございます。

最後に、要旨4のどのようにしたらAEDをより積極的に使用してもらえるのかとのご質問でございますが、今後も引き続き救命講習会や消防訓練、各種イベントなどにより啓発活動を行うとともに、119番通報時においてもAEDの使用についての指示、指導を実施してまいります。

また、救急の現場経験、知識を活かした提言や情報発信の組合市や関係機関との連携についてでございますが、組合市や関係機関と救命活動に係る会議など、機会を捉えAEDの普及や利活用の推進などについて、それぞれの立場から問題提起や意見交換、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**市川幸三議長** 10番、矢島洋文議員。

**10番 矢島洋文議員** 再々質問をいたします。

要旨4ですが、ここまでの質問でAEDの使用が救命にとっていかに有効であるかということについて、共通の認識が持てたと理解をいたしました。先ほど消防庁のデータを申し上げましたが、心原性心肺機能停止の傷病者1カ月後の生存率は、何もしない場合9.2%、一般市民が心肺蘇生のみ

実施した場合16.1%、一般市民がAEDを使用した場合54%であります。また、県央圏域内の平成27年から29年までの3年間のデータでも、救急隊が現場に到着してAEDを使用した場合の生存率は約20%、現場で一般市民の方などがAEDを使用した場合の1カ月後の生存率は約55%であり、消防庁のデータでも県央のデータでも、一般市民の方が現場でAEDを使用した場合は、どちらも1カ月後生存率は50%を超えている数値を示しております。このことから、一次救命処置がいかに重要か。つまり、素早いAEDの使用が生死を分けると言っても過言ではないと思います。

しかしながら、現状は平成28年消防庁の統計では、心原性心肺機能停止の傷病者2万4,496人のうち、AEDが使用されたケースはわずか1,103人、4.5%、同様に県央圏域内でも平成27年から29年の3年間で837人中9人、1%という極めてAEDの使用率が低いことが実情です。したがって、今後一般市民の皆さんが、いかに救急現場においてAEDを素早く、ちゅうちょなく使用できるかということが大きな課題になってくると考えます。

そこで、最後に質問いたします。今後AEDの使用に関して、関係機関と課題解決のために積極的に連携を図り、この県央地域ではAEDの使用率日本一、AEDを使用した救命率日本一、これを目指してみませんか。見解を伺います。

**市川幸三議長** 田中救急課長。

**田中啓文救急課長** AEDの使用率、AEDを使用した救命率日本一を目指しませんかというご質問ですが、日本一を目指すという気持ちを持ちながら業務を遂行してまいります。

以上でございます。

**市川幸三議長** 以上で10番、矢島洋文議員の質問を終結いたします。

続いて7番、諏訪善一良議員の質問を許可いたします。

諏訪善一良議員。

〔7番 諏訪善一良議員登壇〕

**7番 諏訪善一良議員** それでは、きょう2人目の一般質問をさせていただきます。

まず、件名1、埼玉県央広域消防の今後の展望について管理者にお伺いをいたします。

要旨1、消防の目的、任務に照らして今後10年間程度を見通す中で課題をお示してください。きょうの原口管理者のあいさつにもありましたように、県央消防が平成8年ですか、発足いたしまして23年目というお話がございました。まさに広域行政の極めてシンボリックな組織ではないかと私は考えておまして、このような消防組織こそは、中期ではなくて長期に考えて整備をするものではないかということ踏まえての質問でございます。

続きまして、要旨2、本年度よりの第5次（平成29年度～平成33年度）消防力等整備計画の庁舎関係の整備計画程度で、予想される大地震等に対する施設の耐震性に対する課題はないのかお伺いいたします。先日2日間にわたりまして、管内の消防署、それから分署、それから斎場等を見学させていただきました。そうした中におきまして、やはり今示されております、当日配られました資

料を見ますと、第5次消防力整備計画が載っております。そのほとんどが、いわゆる機器の更新等でごさいます、私はここにも示しましたように、大地震等に対する市民の安全を守るとりとしての役割が十分に果たし得るのか、甚だ疑問であります。その点についてお伺いするものです。

車両また設備の導入計画については更新計画のみで対応できるのか、前議会質疑の大型火災対応も含めお伺いいたします。

きょうの原口管理者の中にも糸魚川市、私はたしかこれ新潟県の糸魚川市だったのですが、それから明石の火災等、非常に大きな火災が起きています。また、最近の集中豪雨がありまして、消防の任務はさらに重くなっていると思うところがございます。本消防議会が発足しまして、高度な消防力ということで、はしご車が導入され、またつい最近では屈折車のほうは消防本部のほうに、鴻巣消防署のほうに設置をされました。大企業等の、もし先日ありました火災のほうがありましたら、これでもって十分対応できるのだろうか、この辺もぜひ研究していただきたいという面からの質問でございます。

要旨3、桶川消防署及び桶川西分署の地理的、地勢的な問題は、今後の時代に対応できるのか、課題を含めお伺いいたします。これは、先日桶川消防署、それから西分署を回ってまいりました。特に桶川署につきましては、圏央道が開通いたしまして、桶川加納インターができました。消防署の位置する場所が、いわゆる加納交差点の部分でございます。当初の計画では、たしか当時建設省だと思ったのですが、ここの立体化も入っていたのではないかと考えています。行ってみますと、皆さんご承知のとおり非常に狭い部分でございます。職員の駐車スペースもないような部分で働いております。そうした地理的な地勢的な問題も含めて、あわせて将来像含めてご答弁いただければと。

特に桶川の西分署、まさに眼前を、つい最近大きな話題になりました江川が流れています。聞くところによりますと、この水が年に1回程度ですか、上がってきて、そのときは職員の車等を近くのサン・アリーナに避難をしているようでございます。このような地勢的な部分において、果たして市民の安全を守ることが十分できるのかと疑問を感じるところでございます。この点につきましては、やはり短期的な計画ではなくて、長期的に扱う案件ではないかという面からの質問でございます。

要旨4、前議会の質問、議会答弁を含め、消防署と3市分団の連携について、組織図を含めわかりやすく示すべきと思うが、どのように考えているかお伺いをいたします。確かにいわゆる27年度の消防年報による図面と、それから消防署のいわゆるホームページを見ますと連携という文字が入ってまして、多少は変わっております。しかしながら、私は常日ごろからの消防署と、それから分団との連携が必要ではないかと思えます。具体的な現在のいわゆる連携がどのようにされているかを含めてご答弁をいただきたいという趣旨からでございます。

要旨5、前回に引き続き、前回質問要旨5、6について、現状どのような方向性を持って検討し

ていますか。また、見えてきた課題がありましたらお示してください。これは、先ほど言いましたように、いわゆる強風下における大火災です。これの防止に具体的にどのように取り組んでいるかを、一步前進した答弁を期待しての質問でございます。

また、民間企業のミキサー車の活用、連携についての活用等、何か進展がありましたら伺いをいたします。

件名2、埼玉県央消防の過去20年余の総括を、現場の最高責任者として消防長にお伺いするものでございます。

要旨1、今日に至る消防事業について、消防行政3市構成組合（発足当時は3市2町でしたが）、どのような点でメリット、成果があったと考えますか。大きく5点程度にまとめて、その成果をお示しいただきたいと思います。

要旨2、今後の中期的及び長期的な課題としてどのような対応力を整備すべきと考えていますか、お示してください。現場の長といたしまして、各消防署、それから市民対応等つぶさに経験上ご存じなので、大いにその知恵を市民のために、そして職員のために発揮をしていただきたいという点からご質問させていただくものでございます。これは、先ほどの管理者に質問している、いわゆる施設、それから施設整備を含めての質問でございます。

要旨3、さらなる現場力を発揮し、消防の任務遂行に当たり、「水火災または地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減する」ために、豊富な経験から示せる災害防除の観点から現場施策をお示しいただきたいと思うところでございます。

以上をもちまして、私の1回目の質問とさせていただきます。答弁のほうをよろしく願いいたします。

**市川幸三議長** 原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** それでは、件名1、要旨1から3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えします。今後10年程度を見通す中で、社会情勢としては少子高齢化や人口減少がさらに進むことが予想され、また空き家の増加や近所づき合いの希薄化、情報、通信技術の発達といったさまざまな環境の変化が考えられます。一方で、消防が果たす役割については、時代や環境が移り変わっても、地域住民の生命や財産を守るという基本的な任務は普遍的なものであります。しかしながら、近年の救急需要の増大、火災、交通事故や水難事故はもとより全国各地で頻発しているゲリラ豪雨、大型台風、さらには大規模地震などの自然災害やテロ災害などへの対応など、今後ますます消防に求められる課題は多種多様化の様相を呈してくるものと考えます。

そのような状況が予想される中で、当消防本部としては時代の変化や社会のニーズに応え、適切に対応しなければなりません。そのためには、消防職員個々の資質の向上に努めながら、時代のニーズに適した人材の確保、育成を図っていく必要があります。その上で消防組織の体制を強化し、

施設設備等の機能充実を進め、管内住民の安心安全を守る消防機関としての役割を果たしていきたいと考えています。

次に、要旨2についてお答えします。管内の消防庁舎につきましては、全ての庁舎において耐震化が完了しており、大地震が発生した場合においても消防防災拠点としての機能は維持できるものと考えています。老朽化している庁舎につきましては、消防力等施設整備計画に基づき順次改修等を進めているところであり、現状においては特段の課題はないものと考えております。また、消防車両につきましては、消防力等施設整備計画により更新基準を策定し、使用状況及び老朽化を考慮し、更新、整備を行っておりますので、更新計画で対応ができるものと考えております。

次に、要旨3についてお答えいたします。桶川消防署と桶川西分署については、平成8年に広域化する前から現在の場所にあり、広域化の際、土地については無償貸与、建物については無償譲与という形で桶川市から県央へ消防業務とあわせ引き継いだものであります。広域化後21年が経過しようとしていますが、引き続き現在の場所で業務を行っている状況ですので、桶川市域の消防力については、組合独自では方向性は決められないものと考えております。

なお、要旨4、5につきましては、担当のほうから答弁をいたさせます。

**市川幸三議長** 新井副参事兼警防課長。

〔新井 正副参事兼警防課長登壇〕

**新井 正副参事兼警防課長** 件名1、要旨4及び要旨5について順次お答えいたします。

当消防本部と消防団の連携につきましては、消防団長会議を開催し、連絡調整を図るとともに、防災訓練、合同訓練及び消防操法等の訓練指導、各種講習会を通じて連携強化に努めております。災害発生時には、現場指揮本部を設置し、消防団長と災害活動に関する調整を図り、被害軽減のために連携をとりながら活動しているところでございます。また、組合市に派遣している職員を通じて、消防団事務に関する調整連絡を図っております。

前議会の質問の中にございました、当消防本部の消防年報101ページから102ページに掲載されております消防団組織機構図につきましては、各組合市に設置された消防団の組織を図式化したものでございます。消防団と消防本部または消防署の連携体制につきましては、連携の図式を簡単に示しまして、平成17年から当消防本部のホームページに掲載して、住民に広報しているところでございます。

続きまして、要旨5についてお答えいたします。昨年11月の議会におきましてご質問いただきました要旨5、大規模の災害を想定した対応についてでございますが、前回の台風におきましては通常の体制で対応することができましたが、被害が大きくなり、当消防本部の消防力では対応できないと判断した場合には、近隣応援、県下応援、さらには緊急消防援助隊の応援など、当消防本部の受援計画に基づき対応することとなります。総務省消防庁による広域応援に関する計画や要綱の改正、埼玉県による計画の改正に合わせて、整合性を図りながら、当消防本部の応援出動計画及び

受援計画を改正しております。また、広域応援などの訓練視察、当消防本部の訓練及び演習等を通じて、大規模災害における組織体制の強化を図っているところでございます。

同じく前議会におきましてご質問いただきました要旨6についてでございますが、内容としましては、強風下における住宅密集地域における大型火災に対する対策をどのように考えているのかというご質問でございました。こちらにつきましては、昨年12月に消防本部管内において要件を定め、地域を選択しており、現在この地域に対する火災防ぎょ計画を作成している状況でございます。また、強風下における消防活動要領につきましても、策定に向けまして取り組んでいるところでございます。

次に、課題につきましては、現在においては見受けられませんが、今後課題が見えてきた場合には、適切に対応していきたいと考えております。

次に、民間企業との連携についての進展でございますが、現在コンクリートミキサー車を保有している管内の民間企業と調整を図っており、今年度中の協定締結に向けまして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**市川幸三議長** 矢島消防長。

〔矢島久男消防長登壇〕

**矢島久男消防長** 件名2、要旨1、要旨2、要旨3について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えします。消防の広域化による成果についてですが、1点目として出動体制の強化が挙げられます。広域化により消防本部の規模が大きくなり、消防本部全体が保有する車両等がふえたことから出動体制が充実し、複数の災害が発生した場合でも対応が可能となりました。

2点目として、消防力の充実が挙げられます。本部5課3消防署、6分署体制と組織力が強化され、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車及び高機能指令装置等の計画的な整備が可能になりました。緊急消防援助隊への登録も、消火隊4隊、救助隊1隊、救急隊3隊、後方支援隊2隊の計10隊の登録や埼玉スマートへの登録が可能となり、埼玉県内の大きな消防本部の仲間入りを果たすことができました。

3点目として、人員配置の効率化による現場体制の充実、高度化が挙げられます。3つの消防本部を1つに集約したことにより、人員を警防、救助や救急担当に再配置することが可能となり、現場体制が強化されました。

4点目として、各専門分野での職員の養成が可能となったことが挙げられます。警防隊員、救助隊員、救急隊員の専任化を進めることにより、質の高い消防サービスの提供が可能になりました。特に救急救命士養成については、計画的に救急救命士が養成でき、県内においてトップクラスの養成数になっています。

5点目として、組織内のポストがふえ、適切な人事ローテーションや他団体への職員派遣が可能となったことが挙げられます。広域化により職員数がふえ、人事ローテーションの設定、埼玉県消防防災課、埼玉県消防学校、組合市等への職員派遣が可能となりました。

次に、要旨2についてお答えします。第5次消防力等整備計画において、当消防本部として取り組むべき課題であり、今後対応していかなければならない事項として、5つの大きな取り組み目標を掲げています。

1点目の取り組み目標としては、庁舎施設や設備、車両、通信施設等の維持更新を計画的に行っていくための「消防施設・設備等の整備」であります。

2点目として、若手職員の人材育成と資質の向上を図り、また女性職員の活躍推進などを積極的に推進するための「組織体制の強化」であります。

3点目として、訓練、研修、演習等を通じ指揮、警防、救助、救急、指令業務など、災害現場活動の強化を図るための「消防活動体制の強化」であります。

4点目として、住宅用火災警報器の設置推進、高齢者住宅対策に係る啓発活動の推進、立入検査の強化などを推進するための「火災予防対策の推進」であります。

5点目として、大規模災害時の体制強化や関係機関との連携強化などを推進するための「災害対応力の強化」であります。

以上申し上げた5つが、消防本部として取り組むべき課題で、5カ年ごとに策定する整備計画において、それぞれの取り組み内容や目標を明記し、順次取り組んでいるところでございます。

次に、要旨3についてお答えします。消防任務を遂行するに当たり、先ほど要旨2で述べさせていただきました「消防施設・設備等の整備」、「組織体制等の強化」、「消防活動体制の強化」、「火災予防対策の推進」、「災害対応力の強化」の5つの取り組み目標を、着実に継続して実施していくことが重要であると考えております。現在の第5次消防力等整備計画については、平成29年度から平成33年度までの5カ年計画の1年目が間もなく終了するところですが、引き続き本計画に沿って施策を実施し、また検証、評価を行いながら、次の第6次消防力等整備計画へ引き継いでいくこととなります。その検証作業の中で、見直すべきところは見直しながら消防の任務を果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

**市川幸三議長** 途中ではございますけれども、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)

---

(開議 午後 零時56分)

**市川幸三議長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番、諏訪善一良議員。

7番 諏訪善一良議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、件名1、ただいま管理者から答弁がございましたけれども、近年の救急需要の増大ということが答弁の中にごさいました。それからまた、ゲリラ豪雨、それから大型台風等多種多様な模様を呈しているという認識を示していただきました。

その中で、件名1の1番でございますが、今の県央消防で示しています第5次消防整備計画は5年間でございます。先ほども申し上げましたように、大規模といいましょうか、また原口管理者が答弁しましたように、当消防機構が今の3市で成立したのは平成8年で20年が過ぎております。そうした中で、今管理者が述べられたような救急の需要の増大、つい先日の新聞記事でもあったと思うのですが、これは2月9日の新聞のニュースでございます。これは、さいたま市の例を挙げております。救急出動が6万7,034件昨年あったということです。これは、ちょうど北本市の人口が、1月の数字が6万7,084で、ほぼ北本市の全人口を救急が出動して搬送したということが出ております。そうした認識から見ますと、県央の人口ほぼ26万人ということからしまして、また一方では高齢化が非常に進んでおまして、いわゆる団塊の世代が75歳、70歳代を迎えているという、そういう状況もございます。

もう一つ、これ逆の見方ですと、119番通報というのが、いわゆる不要不急という見方をしているのですが、その10%弱の6,100件あると思います。その辺の認識を、当然当地域も高齢化してはいますが、今救急の需要の増大、これに対する対応が、この計画の中にどのように含まれているのでしょうか。とりあえずその点についてお伺いいたします。

それから、要旨2にかかわってまいります。この整備計画は、見させていただきますと、主に庁舎関係を見ますと、いわゆる29年度は北本市の消防署のトイレの改修工事、それから30年度が吹上の分署の防水工事、それから31年度は北本署のほうの改修工事、飛んで最終年なのでしょう、33年度が本部庁舎の拡張と出ておりますけれども、この拡張について、全く今のところ私なんかは予想がつかないのですが、どのような拡張を計画しているのでしょうかということです。

また、今見ましたように、今回第5次消防力整備計画は5年間でございますが、もう少し長期的な展望も含めて考えたらどうなのかということでございます。特に次の分に、要旨3にもかかわってきますが、桶川消防署、ここがいわゆる加納の交差点というところにあるわけですが、圏央道が一昨年ですか、開通をしまして、ここに桶川加納インターが設置されまして、飛躍的にこの交通量等がまた伸びてくるのではないかと思います。たしか今から10年ほど前だったと思いますが、圏央道開通する前には、あそこの交差点は拡幅をされて立体化というような計画も当時あったのですが、その点については現在、国交省といいましょうか、どんな予定になっているのでしょうか。

それに対して県央消防としましては、この桶川署の改築その他も考えていかなければならないのかなと思っているのですが、この図面を見ますと、ここの部分はもし拡幅をされるとなると、かな

りほとんど今現在ある、桶川署の場合はいわゆる増改築をして別棟もつくったわけですが、それに対する影響も出てくると思うのですが、その辺についてはどのように現在捉えてお考えであるか、お示しをいただきたいと思います。

それから、西分署についてもお伺いをいたします。先ほどの管理者の答弁ですと、平成8年、当消防ができたとき以前の桶川市の消防署、分署を引き継いでいるということで経過の説明がございました。しかしながら、つい先日も管内の消防署、分署を回らせていただきまして、特に桶川の西分署は、ある面においては川のほとりという格好がよいのですが、江川の端にございます。聞くところによりますと、ここには水が上がってくるということで、年に1回ぐらいでしょうか、消防署の職員の車を近くのサン・アリーナのほうに移転をしているという状況だそうです。そのような状況の地勢的なものも含めまして、それは経過としてはわかるのですが、果たして水が上がって職員の車も移動して、そして消防車両、救急車も含めてですが、移動しているということにつきまして、それでは余りにも市民の安全安心を届ける立場としては、やはり長期計画にも盛り込んで対応すべきだと思っているのですが、先ほどの管理者の答弁を見ますと、独自では決めかねると、そういった答弁がございました。私はこの問題は、県央消防として管理者として、その辺の方向性は示すべきではないかと思うところですが、現状認識を含めてお伺いをするものでございます。

次に、それらとまた重ね合わせる部分であります。この間、先ほど言いましたように施設見学をさせていただきまして、いわゆる昭和40年代、先日も見させていただきましたが、鴻巣市の庁舎を含めまして昭和41年、次に古いのが桶川の消防署で昭和44年、次に古いのが北本市の消防署、昭和48年です。もう建築してから50年が過ぎるこうした施設、この第5次の消防計画にのっていないわけなのですが、いわゆる時代ニーズにも応えとりとして、私はある面においては庁舎も含めての整備計画をきちっと持つべきではないかと。

先ほどの質疑の中にも、隊員の仮眠室の質疑もございました。聞くところによると、桶川の消防署は以前、冷房機が床置き式だったので、空調機の近くの方は布団をかぶって寒さを、夏ですが、耐えてきたのだそうです。そのような施設で、やはり仮眠室の整備を含めてですが、基本的にそうした計画は管理者がきちっと一つの構想、方向性を示して対応すべきだと思うところではありますが、いかがでしょうか。

続きまして、要旨4についてでございますが、いわゆる年報に載っています消防分団と消防署の関係、先ほど申し上げましたように、ホームページを見ますと連携という言葉が入ってありました。年報のほうは入っていませんけれども。この連携についてなのですが、やはり私は現地現地の消防分団と消防署とのふだんからの交流はあつてしかるべきだと思うのです。ある面においては、例えば北本市を例にとりますと、東に東分署がございまして、西に消防署がございまして、やはり消防署長、それから分署長と分団とのふだんからの交流といいましようか、年に1回か2回は、私は連絡会議等を開いて、まさにふだんからそうした連携をとっていくべきではないかと思っています。言葉で

連携だけではなくて、一つのネットとしてそのような運営の仕方をすべきではないかと思っておりますが、その辺につきましてはどのようにお考えでしょうか。

続きまして、要旨5番、これは大規模火災、強風下における火災でございます。また、つい先ごろは東南海地震等の大分レベルが、30年以内に起きる確率というのですか、これが70から75%に引き上げられたようでございます。答弁ですと、その辺については調査につきましても問題はないということだったのですが、ではどの程度の震度に耐えられることを前提として耐震性が示し得るのでしょうか。

東日本大震災、たしかこの辺地区によってですが、震度5弱だったかと思うのですが、想定される中で市民の、また消防署職員のとりでである、もう既に50年からたっている建物が耐え得るのでしょうか。おかげさまで北本市の場合は東口の分署、分署の中では、また署の中では一番広い面積を持って、平成26年に改築をしていただきました。また、移転もしていただきました。これらの事業も考えれば、余りにも桶川市の消防署、それから鴻巣市の天神分署、これはもとの鴻巣市の消防署ですよ、大変狭いと思っております。桶川市におきますと、消防署の中へ職員の手車も縦列駐車でき置けないということがございます。緊急のときに、まさか職員に歩いて来い、自転車であれと言うことはできないと思うのです。これらも整備の中に入れて考えるべきだと思っておりますが、そうしないと大きな、先ほどの管理者の説明にもありましたように、糸魚川のような火災その他に対応するには、いわゆる後方部隊としての備えが、余りにも私は脆弱ではないかと思っております。5年と言わず、10年という長期計画の中で策定すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、前回の11月議会で答弁いただきました、いわゆる大火災に対する対応として、消防署のタンクだけでは間に合わないのでミキサー車、民間のですね、この答弁がございました。これにつきまして、では現在当管内には何社程度あって、そしてその対応の車両の台数等、わかる範囲で、現在検討しているそうでございますので、ご説明いただければと思うところでございます。

続きまして、件名2、消防長のほうからはご丁寧な、かつ具体的な答弁をいただきました。ぜひ消防長の答弁の中にあります、私は5点挙げていただいたわけでございますが、それらをいい点としましては、組織的に20年間運営されてきたわけであり、ぜひ消防長のトップとしての成果を示していただきたいと思っておりますし、これからも引き続いて県央消防のために、挙げていただいたおの5点の問題点を強力に遂行していただきまして、先ほどの一般質問者からありましたように、日本一の県央に育てて行っていただきたい。それにつきましては要望にとどめておきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**市川幸三議長** 野本次長。

**野本照夫本部長** それでは、質問にお答えしたいと思います。

まず、初めの救急需要の増大への対応ということでございますけれども、現在当消防本部には10台の高規格救急車がございまして、予備車を含めると11台でございます。当管内も年間救急出動が3%

から4%ふえているという実情はございますが、現在の中で、この10台、11台の中で当面は対応できるというふうに考えております。

それから、整備計画の中で最終年度にここの庁舎の拡張という言葉がありまして、どのようなものかという質問でございますけれども、この本部庁舎の周辺に鴻巣市さんが道の駅の構想があるというふうにお聞きはしてございます。そういった中で、本部機能を拡充をしたいという意味で、道の駅とうまくリンクができないかということで予定をしているところでございますけれども、この件については鴻巣市さんの動向をよく見守って対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**市川幸三議長** 矢島消防長。

**矢島久男消防長** 先ほどの桶川消防署、西分署の問題、そして6点目あたりで地勢的なのということがありましたので、関連がありますので、こちらのほうで答えさせていただきます。

桶川消防署、西分署の地理的、地勢的問題でございますが、消防本部としては現在の桶川消防署の位置は国道17号バイパスに面しておりまして、また圏央道を含めた桶川市の東側周辺地域の災害出動等に対しまして地理的要件に適している位置と考えております。

また、桶川西分署につきましては、台風や大雨時に庁舎前の江川が氾濫し、救急車や消防車の出動等に影響を及ぼす場合はございますが、近年の時代経過とともに社会構造や気候、道路状況等の変化があるため、今後地理的、地勢的課題を含めまして、桶川市と桶川市域の消防力等について意見交換をしていきたいと思っております。

以上でございます。

**市川幸三議長** 新井副参事兼警防課長。

**新井 正副参事兼警防課長** 消防団と署の交流ということなのですが、各市3消防団と各消防署が分団長会議として年に、市によって違うのですが、2カ月に1回以上は消防団と分団長会議という形で各署の幹部が出て会議を行っているということです。

あと、ほかには訓練等にはありましては、例えば北本市ですと新団員研修、分団個別訓練、総合訓練、そういう訓練に合わせての分団長会議等を行っているというふうに聞いております。

あとミキサー車、管内の会社の数ですけれども、管内には2社ございまして、1社が北本市、1社が桶川市となっております。北本市の場合は20台ほどのミキサー車を保有しておりまして、桶川市にあっては9台のミキサー車を保有しております。

以上でございます。

**市川幸三議長** 黒沢消防総務課長。

**黒沢高志消防総務課長** まず1点目、桶川消防署の前の拡幅の関係についてなのですが、これは拡幅がないという方向性が示された中で桶川消防署の増築工事をしたという経緯でございます。

それと、耐震基準に関してなのですが、昭和56年に建築基準法の改正がありまして、改正

後に新耐震基準というのが示されました。それによりますと、保有水平耐力というのですか、建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さを持っているかどうかというのが定義づけられた中で、その数値がI s 値の0.6と。それ以上持っていれば耐震基準をクリアしているよという判断が全国的に示されたわけなのですけれども、それにのっとなって当消防本部の基準は、その1.25倍の0.75に設定して、耐震検査等を行って耐震補強工事を行ったと、そういう経緯でございます。

以上です。

**市川幸三議長** 7番、諏訪善一良議員。

**7番 諏訪善一良議員** 私は、多くの質問の基本的な部分では、はっきり言って消防長、担当者の権限の範囲を超えていると思うのです。だから、管理者に今の、いわゆる第5次消防力等整備計画表の延長上も含めてお聞きしているのですが、いわゆる桶川消防署の地理的な、地勢的な位置。特に西分署、これ経過はわかるのですが、管理者そのものも先ほどの答弁の中では独自では決められないと。しかし、消防の理念として市民の、また消防職員の安全その他の面については、これはちゃんときちっと管理者が、また副管理者として小野副管理者もおいでになるわけですし、これは消防長の答弁ではなくて、管理者または副管理者がいらっしゃるのですから、その辺答弁いただけないのですか。2回目の答弁としましては、十分に耐え得る答弁になっていないと思うのですが、見ようによっては答弁漏れということでご答弁いただければありがたいと思います。ただ、時間もありませんので、その辺についてはどうでしょうか。管理者もしくは副管理者として答弁いただきたいと思います。

全く答弁が漏れているなど思っていますのは、いわゆる昭和40年代ですね。今、黒沢担当のほうから昭和56年のいわゆる基準に対してI s 値、新しい言葉で私ちょっとわからないのですが、0.6に対して1.25倍にして0.75で対応するのだと。もしこれわかれば、震度でいうと大体これどのくらいなのでしょう。僕らの場合、どうしても震度としてしか考えがないので、わかれば、先ほど言いましたように東日本大震災のとき、当然鴻巣、北本、地勢的に違うと思うのですが、たしか5弱だったと思うのですが、お示しいただければ、よくマグニチュードと震度の発表がありますので、このI s 値はちょっとわからないので説明していただけたらと思います。その点については担当のほうからお願いいたします。

それから、本部の用地拡大が鴻巣市の道の駅の近くに整備されると。こういったのもいわゆる予定を考えてのことのようなのですが、それにつきましては、これを含めて管理者は鴻巣の行政の長なので、県央議会においても方針を言ってみていいのではないかと思うのですが、兼ねておるので、何か知らないですけれども、今申し上げましたように、極めて桶川市の消防署、特に西分署、さっき管理者から答弁がありましたように豪雨災害、とうとい人命も一昨年ですか、奪われているのですよね、江川では。

北本市のほうは、早くから江川につきましては、ちょうど桶川との境の県道東松山線までは整備

されているのですが、桶川市のほうはどうもそれにつきましては、この間のような事件があったわけでした、私は消防署の位置として地勢的にも、この辺はやっぱり管理者が主導して現地を確認して、また原口管理者は県議会議員も歴任され、小野副管理者も県議会議員も歴任され、その点については一番の理解のある立場だと思うのです。こういう中におきましては、まずトップがそうした姿勢を示して、5年計画にかかわらず、そして市民を守る、当然職員も守るという姿勢を示す。そして対応策を、消防長以下にも現状を掌握して方針を示すことが第一だと思うのですが、できれば本件の土台部分につきましては、管理者である原口管理者、そして多分地元で一番理解のある部分の小野副管理者にご答弁をお願いし、以下詳細については担当よりご答弁いただきたい。

以上です。

**市川幸三議長** 原口管理者。

**原口和久管理者** それでは、私のほうから何点かのご質問にお答えをいたします。

まず、消防分署ですけれども、消防署もそうでありますけれども、この庁舎の位置ということでご質問かと思えます。これは広域化になる前から、それぞれの市のほうでここが一番いいだろうということでの設置でありまして、現在それらについては、今後どういうふうにしていくかというのは今議論しているわけではございませんけれども、今の現状で管内の住民の生命、財産を守る、そんな位置ではないかなというふうには私は思っておりますので、これらについては今後それぞれの市のほうの考え方等も協議をさせていただきながら、どうするのかというのは当然計画ではなく、協議はさせていただきますけれども、現在私は今の状況ではよろしい、そのように思っております。

また、ここは先ほど野本次長のほうから答弁がありましたけれども、鴻巣市の道の駅、これは鴻巣のことでございまして、消防として県央広域としては、ここに新たな訓練施設、あるいは大災害における住民の避難ができる、あるいはそういうヘリの発着所ができる、そういうことも将来的には考えていかなくはならないだろうということを検討しておるところでありまして、今後そんな大規模な訓練等ができるような、そういう用地の確保ができるかどうかというものを計画の中では入れさせていただきましたけれども、これは当然この地域、農業地域でございまして、これらを今後どんな形ができるのかというのは、当然関係部署と連携をさせていただきながら、相談させていただきながら拡張事業というのができれば、そのように考えております。

また、老朽化の関係でありますけれども、当然消防長を中心に幹部あるいは職員の皆さんがどんな働く環境になっているかというのは、私どももつぶさに報告を受けております。どこでも新築をして新たな施設にするというのは、当然一番いいわけでありまして、限られた財源の中で、しっかりと職員がそういう環境の中で働きやすい環境をつくる、これは当然重要でございまして、それらもしっかり精査をしながら、それぞれの改修等もさせていただき、今後の庁舎がどんなものかというのもしっかりと進めておるところでありまして、それは先ほど議員のほうからも言われたように、それぞれの分署につきましても改修等もさせていただき、そういうことをしており

ます。

**市川幸三議長** 小野副管理者。

**小野克典副管理者** 私もこの県央広域事務組合の構成市の長ではございますけれども、ここは組合議会ということなので、副管理者という立場で答弁をさせていただきますと、先ほど桶川署と西分署のご質問でございましたけれども、今管理者が申し上げたように、位置的には、場所的にはそれぞれが東西をくまなく網羅できる適切な配置にこれまでなっているのかなというふうには考えております。

ただ、諏訪議員からもご質問あったように西分署に関しては、ここのところもう例年にない記録的な豪雨ですとか、観測史上初のとかというような、そういった気象状況も昨今ありますので、江川も冠水して、去年も県道が長時間にわたって通行止めというような事態も発生しているのも事実でございますので、今後これについては管理者からもお話ありましたけれども、例えば第6次の消火力整備計画とかを策定する際に、やはり組合議会の正副管理者、また現場のそうした職員含めて、また協議をしていきたいなというふうには考えております。

**市川幸三議長** 黒沢消防総務課長。

**黒沢高志消防総務課長** それでは、震度の関係なのですけれども、震度でいいますと、新耐震基準は震度6強から7に耐え得る強度ということでございます。

以上でございます。

**市川幸三議長** 以上で7番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

### ◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

**市川幸三議長** 日程第9、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**市川幸三議長** 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

#### ◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

**市川幸三議長** 日程第10、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**市川幸三議長** 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

#### ◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

**市川幸三議長** 日程第11、議案第3号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

では、次に討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第3号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**市川幸三議長** 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

**市川幸三議長** 日程第12、議案第4号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論からお聞きいたしましょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 賛成討論。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第4号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

市川幸三議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

市川幸三議長 日程第13、議案第5号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 賛成討論の方ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 では、討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第5号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

市川幸三議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

市川幸三議長 日程第14、議案第6号 平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

では、次に12ページから17ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

では、次に討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めますが、最初に反対討論からお聞きいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 賛成討論の方。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第6号 平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**市川幸三議長** 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

**市川幸三議長** 日程第15、議案第7号 平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、補正予算書の10、111ページの歳入に関する質疑から入ります。

ご質疑ございませんか。よろしいですか

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

では、次に12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

反対討論のある方ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 賛成討論の方ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 では、討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第7号 平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

市川幸三議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

市川幸三議長 日程第16、議案第8号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

初めに、予算書10ページから15ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか

〔「なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

では、次に歳出についての質疑に入ります。

初めに、16、17ページの議会費に関する質疑から入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 質疑なしと認め、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、16ページから23ページの総務費に関する質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

市川幸三議長 では、質疑なしと認め、総務費に関する質疑を終結いたします。

では、次に22ページから41ページの消防費に関する質疑についてございませんか。

14番、湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 消防費の中で何点かお聞きしたいと思います。

予算書の27ページの職員研修事業のところで、救急救命士研修負担金ということで予算が計上されています。この県央広域の中では、救急救命の方についてはかなりの人数がふえて、毎年人数的にふやしていると思ひまして、現在何人いて、この負担金に関しては何人分をお見込みになつての予算なのかについて1点お聞きしたいと思います。

それと、33ページの救急活動事業の中の委託金、救急業務事後検証等委託料ということで上がっています。かなりの回数指導を受けて検証が行われておりますけれども、この委託というのはど

ういった形で検証が行われていて、検証というか確認をされていて、その指導はどういった形でお  
りてくるのか。それに伴って、検証の必要性があるものについてのものについてどのように生かし  
ていくのかというところについて確認をさせてください。

それと、39ページ、消防施設費はまだですか。いいのですよね、消防費の中ですから。消防施設  
費の中の消防用建物等整備事業の中の桶川の発電施設の修繕についてご説明がございました。どう  
いった点が問題があって、どういった修繕になるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

**市川幸三議長** 黒沢消防総務課長。

**黒沢高志消防総務課長** それでは、救急救命士負担金についてご説明させていただきます。

29年4月1日現在で、救急救命士の資格者は78名となっております。それと、予算の内訳なので  
すけれども、これは救急救命士養成所に東京研修所1名、あと埼玉県の養成所1名、計2名の来年  
度出す予定ですので、その予算ということでございます。

また、78名はいるのですけれども、年齢的にかかなり高齢化とかもしてきていたりする関係で、こ  
れに関しては継続的に養成していかないと今の救急需要に対応できないので、この2名の予算を組  
んでいるということでございます。

以上です。

**市川幸三議長** 田中救急課長。

**田中啓文救急課長** 救急業務事後検証等の委託料についてでございますが、この救急委託料に関して  
は、救急救命士が救命処置を行うために医師の具体的な指示を受けなければならない措置が救命士  
法で決められておりまして、その具体的な指示を受けるために連絡をする、具体的に言うと気管挿  
管や薬剤投与等の救命処置を行う場合には医師の指示を受けなければならないということで、その  
指示をいただく指示料となっております。それが540回です。

それと、検証に関しては医師の指示をいただいて行った救命処置が適切に実施されているかとい  
うところを、医師に検証票を提出して、医学的立場からの検証を行ってこちらに返ってくるという  
状況です。指示をいただいたもの全てが検証ではなく、その中でも気管挿管、あと心肺停止前の処  
置拡大のブドウ糖投与とか、そのような救命行為に関しては検証が現在必要となっておりますので、  
この検証の数は360回という予算になっております。そして、医師の検証が返ってきましたら、その  
検証に関しては救急課から各救急隊に今後の救命処置の参考になるようにフィードバックをしてい  
る状況であります。それが、予算としては540と360、指示と検証となっております。

以上でございます。

**市川幸三議長** 黒沢消防総務課長。

**黒沢高志消防総務課長** 桶川消防署の自家発電設備の交換修繕なのですけれども、これにつきまして  
は老朽化してきまして、もう部品等がない状況ですので交換の必要があるということで、自家発電

設備全体を交換するというものです。この自家発電設備というのは、商用電源等が切れたときに、桶川消防署の電気機能を維持するために自家発電すると、そういう製品でございます。

以上です。

**市川幸三議長** 14番、湯沢美恵議員。

**14番 湯沢美恵議員** では、ちょっと2回目確認させていただきたいと思います。

まず、救急救命士の研修負担金につきましては2名予定されているというところで、現在78名ということで、これが80名になるということはかなり的人数が救急救命の資格を得ていくというところだと思うのですが、前年度はたしか6名分ぐらいの予算を見込んでいたような気がしたのですが、この2名というところについては、前回もっとたくさんの救急救命の方の研修を見込んでいたような気がするのですが、2名というところでは、先ほど高齢化も含めて今後の対応が必要になるというところでは、もう少し多くの人を负担かけてふやしていくというところについての検討は全くなされなかったのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

それと、桶川の自家発電の修繕の内容ということを聞きました。要するに修繕というよりは、全部交換するというところで納得しましたけれども、ここに関しては今後競争入札等々にかけるということになっていくのでしょうか。スケジュールのことについてお聞かせください。

**市川幸三議長** 黒沢消防総務課長。

**黒沢高志消防総務課長** 救急救命士の養成に関しては、昨年1名でございます。それで、救命士養成所に関しては、最大でも今まで2名もしくは3名しか出したことがないという状況で、実際問題としては救急隊10隊運用してまして、1隊当たり救急隊員4名に対して3名を割り当てています。そうすると、救急隊員総数としては80名いるのですが、現在61名救急救命士として配属していますので、それに加えて継続的に養成していくということで、来年度は2名ということでございます。

それと、桶川消防署の自家発の改修に関しては、来年度当然競争入札で入札をして業者を決定するということになります。

以上です。

**市川幸三議長** ほかに質疑はございますか。

3番、潮田幸子議員。

**3番 潮田幸子議員** 先ほど議案調査のときにも少しお聞きしたのですが、もうちょっと聞き切れなかったので確認をしたいと思っております。

27ページの備品購入費の庁用備品の中で、職員の仮眠室のところも、ちょっとパーティションもなくという話がこの前の見学したときにあって、先ほどの話の中で鴻巣西分署と吹上分署についてはそれに対して対応するという話がありましたが、この326万7,000円のうちどういったものが、単なるパーティションをつくるのか、それともベッドがそれぞれかわったりとかするのか

ということの確認です。

あと、同じページの一番下のところの積立金、消防施設整備基金積立金というのが、今回これで2,000万円の積み立てで、現金出納状況調書によると8,778万でしょうか、現在の残高が。それにプラス、この2,000万円がプラスになるのだと思うのですが、今年度の予算を見ますとこういった消防施設整備基金というところからの取り崩しというのはないのですが、この消防施設整備基金というのはどういったものに使うものなのかを確認したいと思います。

**市川幸三議長** 黒沢消防総務課長。

**黒沢高志消防総務課長** まず、パーティションの関係なのですけれども、これにつきましてはパーティションとロッカーを買うということで、職員の仮眠空間の個室化を図るということでございます。その金額が、予算的には160万3,800円の予算を計上しているということでございます。庁用備品全体ですと326万7,000円なのですけれども、パーティションの関係ですと160万ぐらいをかけて個室化を図るということでございます。

**市川幸三議長** 野本次長。

**野本照夫本部長** 消防施設整備基金の目的でございますけれども、これは特定目的基金でございますので、消防に関する庁舎あるいは車両のほうの財源に充てるということになります。ただ、今までの経緯を踏まえまして車両等には充当しておりませんので、庁舎のほうの改修あるいは建てかえ等に充当してきたという経緯がありますので、そのような形で使わせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**市川幸三議長** 3番、潮田幸子議員。

**3番 潮田幸子議員** それでは、最初の庁用備品のほうで、もう一度お聞きいたします。

この前、私どもが見に行ったところだと、北本署とかもパーティションがなかったかなというふうに思ったのですけれども、これは順次、今年度については鴻巣西分署と吹上分署ですけれども、順次同じように行っていく予定とかを組んでいるのか。あるとしたら何年間ぐらいで、今少なくともプライバシーがある程度保たれるような、やはり24時間勤務で、そこで寝るといっても、実際には深くは眠ることができない。もう少しいい環境にしてあげないと、何か胸が痛い思いをして、あの日帰ってまいりましたので、状況を、整備というのがどのぐらいでやる予定なのか伺いたしたいと思います。

**市川幸三議長** 黒沢消防総務課長。

**黒沢高志消防総務課長** 議員さんのおっしゃるとおり、これは早々にやらなくてはいけないことなのですけれども、昨年ですか、桶川消防署をまずやらせていただきました。一応計画はあるのですけれども、100万以上のものというのは、1回実施計画に上げて、そこで採択をされないと予算つかないものですから、それで今年度についてはとりあえず鴻巣西と吹上をやるということでやったの

ですけれども、その後まだ分署等残っていますので、当然順番的には川里をやったり、ほかのところをやったりしなくてはならないのですけれども、それについては計画どおりにいくかどうかは、なかなかそのときの実施計画で採択をされればやると。どうしても財政的な問題もありますので、計画を立てて順番でやっていきたいというふうに考えています。

**市川幸三議長** ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、40、41ページの斎場費に関する質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、では40ページから43ページの公債費に関する質疑に入ります。

14番、湯沢美恵議員。

**14番 湯沢美恵議員** 公債費のところでお聞きしたいのですけれども、前年度と比べますと本年度はかなりの金額が減額となっています。当然それに伴って償還金の利子のほうの金額も大きく下がっているわけなのですけれども、議案調査の中で繰上償還、平成27年度のものについて繰上償還したという説明がありました。それが何の部分なのかということについてお聞かせいただきたいのが1点と、あと金額的に大きなものにつきまして、あとどういったものが残っているのかということ、平成4年度とか5年度のあたりに借りたものについては、かなり利率の高いものがありますけれども、そちらのほうの最終年度のほうがあとどれくらいなのかということについてはいかがでしょうか。

**市川幸三議長** 黒沢消防総務課長。

**黒沢高志消防総務課長** 公債費の関係なのですけれども、まず27年度の繰上償還するのは何かというご質問なのですけれども、これについては鴻巣のはしご車を27年度に導入したものを繰上償還するというものでございます。

それと、前年度に比べて大分予算的に下がっているのですけれども、原因としては平成4年に借りた本部、ここの用地の取得で4,900万ぐらい毎年返していたものが、これがなくなったというのが1つの要因と、それと平成24年に借りた高機能消防指令装置整備事業で毎年3,300万ぐらい返していたのですけれども、それが終わると。もう一点は、平成24年に救助工作車を借りた1,400万が終わるということで、大きい借入金の返済が終わる関係で、前年度に比べて公債費が下がってきたというのが1点です。

それと、平成4年から7年にかけて、本部庁舎をつくった関係で、起債を起こして借入金をしているのですけれども、それが4事業ありました。それが、29年度に本部用地が終わると、30年度に

本部の擁壁工事の分が終わると、31年、32年で建物の部分が終わるということで、本部庁舎の大きい事業は32年度をもって起債の返済が終わるという状況でございます。

あと大きいものとしては、北本東分署関係がどうしても建物関係ですので、平成40年とか41年というところまで起債の返済期限が残っているという状況でございます。

以上です。

**市川幸三議長** 14番、湯沢美恵議員。

**14番 湯沢美恵議員** そうしますと、平成4年あたりからの一番利率の高いところの金額については、あと一、二年度のうちにはほぼ償還が終わって、あとはここ数年もそうですけれども、利率の低いものが残っているだけになるということでよろしいのかしら、確認させてください。

**市川幸三議長** 黒沢消防総務課長。

**黒沢高志消防総務課長** 議員さんのおっしゃるとおり、あと2年ぐらいで大きい利率の起債が終わるということでございます。

**市川幸三議長** ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 質疑なしと認め、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、42、43ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 賛成討論の方ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

**議案第8号** 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**市川幸三議長** 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号の質疑、討論、採決

**市川幸三議長** 日程第17、議案第9号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、予算書8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、質疑なしと認め、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、10、11ページの事業費に関する質疑から入ります。

14番、湯沢美恵議員。

**14番 湯沢美恵議員** 11ページの斎場施設整備事業費の中の委託料、屋上防水等改修設計業務委託料というのが計上されていて、その下の工事請負費に屋上防水改修工事という工事請負費が計上されているのですけれども、これは設計をされてから防水工事をするというふうに理解をするものなんでしょうか。それとも防水工事というのは設計委託をしているものとは全く別のものの防水改修工事をするということなんでしょうか、ご説明ください。

**市川幸三議長** 佐藤事務局長兼総務課長。

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** 先ほどのご質問に対してですが、委託料のほうの屋上防水等設計業務委託というのは、来年度に大規模に屋上の防水工事の改修をするための設計委託でございまして、下にございます工事のほうの屋上防水改修工事なのですけれども、これは別のところが緊急に雨漏りをしているところがございまして、大規模ではないのですけれども、その前に緊急に修理をしなくてはならない部分の防水工事の部分でございまして。

以上でございまして。

**市川幸三議長** 14番、湯沢美恵議員。

**14番 湯沢美恵議員** そうしますと、別のところというところの説明だとすると、当初の委託料で設計する部分は、今回緊急対応するところとは全く別なところというふうに理解するのでしょうか。それとも来年度大規模に行うのには全然間に合わないのか、緊急的に対応するということなんでしょうか。ちょっとそこら辺理解ができませんでしたので、ご説明ください。

**市川幸三議長** 佐藤事務局長兼総務課長。

**佐藤浩一事務局長兼総務課長** 先ほどのご説明でちょっと不十分な点があったと思うのですけれども、来年度は大規模に防水の改修をするための委託料でございまして、設計だけでございまして。下の工事につきましては、来年度に小規模なのですけれども、緊急に工事をする部分で、別の部分ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**市川幸三議長** ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 質疑なしと認め、事業費に関する質疑を終結いたします。

では、同じく10、11ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

最初に、反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** 賛成討論ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** では、討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第9号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

**市川幸三議長** 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

## ◎ 日 程 の 追 加

**市川幸三議長** この際、お諮りいたします。

本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、この報告を日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の報告を日程に追加し、議題といたします。

## ◎ 議会運営委員会委員長の報告

**市川幸三議長** では、これより議会運営委員会委員長の報告を求めます。

湯沢議会運営委員会委員長。

〔湯沢美恵議会運営委員会委員長登壇〕

**湯沢美恵議会運営委員会委員長** それでは、議会運営委員会の中で協議されました事項を報告いたします。

地方自治法第109条第8項の規定に基づく議会閉会中の議会運営委員会の調査事件として、委員の任期中の定例会及び臨時会の議会運営等に関する調査を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

**市川幸三議長** ただいまの委員長報告とおり、議会閉会中の議会運営委員会の調査事件として、委員の任期中の定例会及び臨時会の議会運営等に関する調査を閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**市川幸三議長** ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の議会運営委員会の調査事件として、委員の任期中の定例会及び臨時会の議会運営等に関する調査を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### ◎ 管理者のあいさつ

**市川幸三議長** 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

**原口和久管理者** 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集賜り、ご提案申しあげました全議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

結びになりますが、まだまだ寒さが続きますが、議員の皆様におかれましては健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつにさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

#### ◎ 閉会の宣告

**市川幸三議長** 以上をもちまして、平成30年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

(閉会 午後 2時12分)

議 長 市 川 幸 三

署 名 議 員 新 井 孝 雄

署 名 議 員 芝 寄 和 好

# 参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

## 平成30年2月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)	1	2月21日	承認
2	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)	2	2月21日	承認
3	埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	3	2月21日	原案可決
4	埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について	4	2月21日	原案可決
5	埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例	5	2月21日	原案可決
6	平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	6	2月21日	原案可決
7	平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第2号)	7	2月21日	原案可決
8	平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算	8	2月21日	原案可決
9	平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算	9	2月21日	原案可決